

- Q. ベルトコンベアを敷地内で移動し使用する場合は粉じん発生施設に該当するか。(臨時的に設置するものの考え方について)
- A. 粉じん発生施設等が施設内で移動しても施設を設置する工場等には変わらないことから、臨時的に設置するものには含まれません。
- Q. 土石等の堆積場について、堆積物の量により面積は変化するが、面積の算定方法は。
- A. 堆積場として使用する敷地の最大面積が該当します。
- Q. 堆積場にアスファルトやコンクリートガラは含まれるのか。
- A. 含まれます。
- Q. 原材料に微量ではあるが有害物質が不純物として含まれており、排ガスの処理(脱硫)を行う段階で、その有害物質が回収され排出物に含まれてしまう。その場合も使用施設に該当するか。
- A. 「特定有害物質を微量含む原材料を用いるが、当該特定有害物質に対しなんら働きかけをしない行為」に該当するため、特定有害物質取扱施設には該当しません。(平成 15 年 5 月 14 日付け環水土発第 030514001 号通知による。)
- Q. 特定有害物質使用施設の届出の必要はあるのか
- A. 有りません。
- Q. 連鎖化事業者に該当すると思われるが、個別の施設で環境負荷低減計画を策定するのか、統括する施設が制定するのか。
- A. 環境負荷低減計画の策定については、統括する施設が計画を策定するのか、個別の施設で策定するのかは各事業者の判断によります。
- Q. 前条例による公害防止担当者の届出は、本条例の経過措置に含まれるのか。
- A. 含まれません。新たに届出が必要です。
- Q. 鉱業法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく届出等を出しているが、条例の届出が必要か
- A. 条例においては、関係法に基づく適用除外の規定を定めていないことから、条例に規定するばい煙発生施設等に該当する場合は、届出の必要があります。